

第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等 基本計画（案）についてご意見を募集します （パブリックコメント）

札幌市では、市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、平成21年（2009年）4月に施行した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」に基づき、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（第1次・第2次・第3次）」を策定し、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援について総合的かつ計画的に取り組を進めてきました。

このたび、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案）」をまとめましたので、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集いたします。なお、いただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方については、後日公表いたします。

■募集期間：令和6年（2024年）11月25日（月）から
令和6年（2024年）12月24日（火）まで【必着】

■配布場所

- ・ 札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）
13階 市民文化局地域振興部区政課
2階 市政刊行物コーナー
- ・ 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市公式ホームページ

■関連するパブリックコメント

（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について令和6年（2024年）11月15日（金）から令和6年（2024年）12月16日（月）までパブリックコメントを実施しています。本計画は同条例制定後の策定を予定しています。

令和6年（2024年）11月
札幌市

意見募集要領

1 募集期間

令和6年（2024年）11月25日（月）から

令和6年（2024年）12月24日（火）まで【必着】

2 提出方法

(1) 送付、FAX又は持参の場合

巻末の「ご意見記入用紙」を切り離し、ご意見を記載のうえ、「3 問合せ先」まで送付、送信又は持参してください。

なお、持参の場合、受付は平日の8時45分から17時15分までとなります。

(2) 電子メールの場合

kusei@city.sapporo.jpあてにご意見を送信してください。件名に「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案）への意見」と記載し、メール本文に氏名、住所、年齢（年代）、意見内容を記載してください。

コンピューターウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。

(3) 札幌市公式ホームページからの場合

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/kihonkeikaku/daiyojikihonkeikaku.html>の「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力の上、送信してください。



<留意事項>

- ・ お電話や口頭によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、年齢（年代）を必ずご記載ください（ご意見等の概要を公表する際には、氏名、住所などは公開いたしません。）。
- ・ いただいた個人情報は、ご意見の取りまとめ以外の目的で用いることはありません。個人情報の保護に関する法律の規定に従い、適正に取り扱います。
- ・ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

3 問合せ先

札幌市市民文化局地域振興部区政課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階南側

TEL：011-211-2252 FAX：011-218-5156

メールアドレス：kusei@city.sapporo.jp